

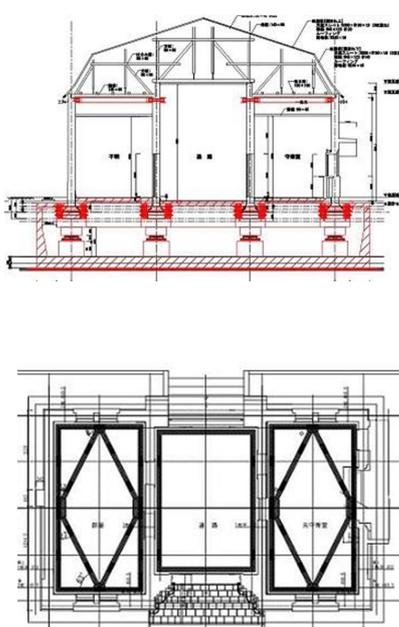
旧中野刑務所正門の移築・修復工事等について

旧中野刑務所正門(区指定有形文化財:旧豊多摩監獄表門。以下「正門」という。)については、令和元年に実施した学術調査等の結果に基づき、移築・修復に向けた設計等を行っているところであるが、下記のとおり、新たに判明した事項等があることから、今後、これらを踏まえて移築・修復工事を進めていく。

記

1 学術調査後に判明した正門の移築・修復に関する事項と移築・修復工事への影響

正門の学術調査(令和元年10月)の後、「旧中野刑務所正門基本計画・保存活用計画」の策定に伴う各種調査(令和3年5月～11月)や埋蔵文化財包蔵地の調査(令和4年3月～6月)及び基本設計に伴う各種調査(令和4年9月)を実施してきた。これらの各種調査により判明した主たる事項及び移築・修復工事への影響については、以下のとおりである。

項目	主たる判明事項	工事への影響	参考
正門 本体	<p>耐震診断の結果 構造上の問題点として、以下の3点が確認された(「保存活用計画」4-6)。</p> <p>① 壁体の面外方向(基準となる平面に対して直交する方向)について崩壊の危険がある点 ② 南面及び北面の妻壁についても壁体面外方向の崩壊の危険がある点 ③ 壁体上部に臥梁や床スラブが無いこと、基礎が通路部分になく連続していないことから、建物の一体性を欠いている点</p> <p>これらの問題点を鑑み、地震の振動及び衝撃による倒壊を防ぎ、かつ区指定有形文化財である正門の意匠性を損なわないようにするため、また、煉瓦壁等への負担が最も少なくなるようにするため、免震装置、鉄骨水平ブレース(筋かい)の設置が必要となった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・免震装置の設置 ・鉄骨水平ブレースの設置 	 <p>免震装置、鉄骨水平ブレース(イメージ)</p>

項目	主たる判明事項	工事への影響	参考
外構	<p>試掘調査の結果</p> <p>正門が存する敷地は、区の埋蔵文化財包蔵地(平和の森公園北遺跡)の範囲内にあり、令和3年度以降、複数回にわたり埋蔵文化財の調査を行った。その結果、正門の両脇で豊多摩監獄期の煉瓦塀基礎及び豊多摩刑務所の鉄格子塀基礎が発見された。</p> <p>これらの外構(遺構)は、区指定有形文化財である正門に付随する施設であるが、正門とともに保存することは困難であることから、正門周囲部分での遺構調査を実施するとともに、正門の周囲及び曳家経路上の必要な範囲において本格調査を実施し、詳細な記録の作成・保存を行う必要性が生じた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・正門周囲部分での遺構調査の実施 ・正門周囲及び曳家経路上での埋蔵文化財本格調査の実施 	 <p>正門東側(鉄格子塀基礎)</p>  <p>正門西側(鉄格子塀及び煉瓦塀の基礎)</p>
外構	<p>保存活用計画策定時の検討結果</p> <p>正門の外構については、保存活用計画策定の検討過程において、外構の遺された痕跡、古写真等をもとに、情景再現のひとつとして整備していくこととした。</p> <p>(関東大震災後の震災復興工事により、正門の外構は煉瓦塀から鉄格子塀に変更された。鉄格子は塀、石柱、門扉で構成されていたが、昭和58年の刑務所廃庁後に取り壊されていた。)</p>	外構(塀、石柱、門扉)の一部再現	 <p>外構再現(イメージ)</p>
曳家経路	<p>曳家経路の地盤調査結果</p> <p>基本計画策定時に行った曳家経路の地盤調査の結果、地表から約2～2.6mにわたり、埋土が堆積していること、当該埋土の地耐力が埋土層上部まで揚屋を実施して曳家を行うには脆弱であることが判明した。</p> <p>基本設計において、正門を損ねることなく安全に曳家を完了させるため、経路を深さ約2.5mまで総掘りし、揚屋の高さを極力抑えて曳家する方法(深掘り工法)を採用することとした。</p>	総掘りによる曳家方法(深掘り工法)の選択	

以上のほか、人件費及び材料費の高騰の影響から、令和元年11月の区民委員会において正門の学術調査の結果を報告した際に示した移築(曳家)工事等の概算経費(495,957千円)から増額となる。

2 移築・修復工事に伴う記録保存について

将来的な正門の保存と活用に向け、移築・修復工事に並行して、正門本体の調査や記録（画像、映像、各種データ）の収集と保存を行っていく。

ここで得られた成果は、正門の公開時に内部で展示するパネル、模型、公開映像、関連書籍の発行等に当たり、活用していく。

なお、これらの調査・記録を通じて得られた各種成果（曳家映像記録等）については、正門の公開を待たずに適宜、区ホームページ等で公開していく。

3 今後の予定

令和5年度

9月上旬	曳家経路における埋蔵文化財確認調査の実施
10月末	移築・修復工事に係る実施設計の完了
11月頃	移築・修復工事の発注
12月	記録・保存業務及び埋蔵文化財本格調査の開始
2月	移築・修復工事の本契約
3月頃	移築・修復工事に係る住民説明会
3月頃	移築・修復工事着工

令和7年度

7月上旬	移築工事の完了
------	---------

令和8年度

5月頃	AR・VRの活用を見据えたデータ取得作業の開始
9月頃	修復工事の完了
3月	記録・保存業務の完了(データ取得作業を含む。)

令和9年度以降 正門の公開開始

※（参考）正門の移築完了後、西側用地（正門移築予定地）を平和の森公園の拡張用地として、都市計画公園の手続き等を進めることを予定している。

想定スケジュール

（令和7、8年度）都市計画決定、事業認可、用地買戻し

（令和9年度）整備工事、公園開設